

社会福祉法人室根孝養会一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、職業生活と家庭生活との両立を図るための行動計画を次のように策定します。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1： 男性の育児休業取得率を 100%とする

目標2： フルタイム労働者の法定時間外・法定休日労働時間を月に1時間以内とする

目標3： 地域の子供たちの施設見学や勤労体験の受入及び若者のインターンシップの受入を図る。